

様式第3号(第6条第関係)

会議結果報告書

令和5年12月19日

1 会議日時	令和5年11月1日
2 場 所	議員全員協議会室
3 件 名	上下水道の料金改定
4 出席者	市長、副市長、教育長、各部長級職員、総務課長、財政課長、政策推進課長、上下水道課長、政策推進課関係職員
5 会議結果	案のとおり決定する 一部修正の上、決定する 継続して検討する 案を否決する 報告を了承する
6 会議内容	上下水道の料金改定について進捗状況を説明。

備考：会議内容を簡潔に記載すること

## 重要計画付議(報告)書

令和5年10月24日

部課名( 上下水道課 )

1 件名	上下水道の料金改定
2 計画の概要	<p>上水道料金は、平成26年に改定以来現行料金を継続しており、超過料金は統一できていない状況です。</p> <p>施設整備では、浄水施設や管路の耐震化、老朽管路の修繕に多額の費用が必要となっており、最近の燃料や電気料金の高騰により、動力費等の維持経費も増加しています。</p> <p>また、少子高齢化や人口減少等により給水収入が減収となり経営状況も悪化しています。</p> <p>次に、下水道事業では、施設の老朽化による修繕や機器更新、維持経費の増加により経営状況が悪化している状況です。</p> <p>令和5年度に西予市上下水道事業経営審議会を設置し審議会委員の選任を行い、5月31日に第1回西予市上下水道事業経営審議会を開催しました。</p> <p>10月末までに4回の審議会を開催しており、それぞれの経営課題と上下水道料金のシミュレーションを行い料金改正について審議をいたしました。</p> <p>今後の予定は11月2日に、審議会会長より市長に答申を行う予定としており、12月中に各旧町単位で住民説明会を実施し、3月の西予市定例議会に条例改定案を上程して令和6年度の料金改定に向けて進めていきます。</p>
3 関係法令等	水道法・下水道法
4 関係課	
5 その他	

備考：計画書を付議又は報告する場合に使用

行政経営戦略会議資料（令和5年11月1日開催）

【令和5年度実施計画（重要事業）】

## 7. 上下水道の料金改定について

【建設部 上下水道課】

# 西予市上下水道事業経営審議会における審議・検討

適正な上下水道料金について4回の審議を重ね、健全な上下水道事業の経営を支える上下水道料金のあり方について審議・検討しました。

審議会	年月日	審議・検討内容
一	令和5年4月25日	◇市長から上下水道料金のあり方について諮問
第1回	5月31日	◇上下水道事業経営審議会について ◇上下水道事業の状況について
第2回	9月2日	◇令和4年度決算に基づく上下水道事業の経営状況について ◇上下水道料金に関する基本的な考え方について ◇上下水道料金改定の検討について
第3回	10月2日	◇水道利用者年齢別給水戸数について ◇給水区域別（旧町別）財政推計について ◇料金回収率に基づく水道料金の算定について ◇令和4年度農業集落排水事業特別会計の決算状況について ◇農業集落排水事業の使用料の改定の検討について ◇公共下水道料金の改定案と5段階設定試算との比較について
第4回	10月31日	◇答申（案）の確認について
一	11月2日	◇審議会から市長への答申

## 1. 水道料金改定について

令和5年10月2日（月）に開催しました第3回審議会において、水道料金の改定について、賛成多数により「比較②」で理解を得ていただきました。

※「比較③」について、5 m<sup>3</sup>以下を廃止することについては、理解を得ることができなかった。

## 2. 公共下水道使用料改定について

令和5年9月2日（土）に開催しました第2回審議会において、公共下水道使用料の改定について、全員賛成により「パターン2-1、2-2」で了承を得ました。

令和5年10月2日（月）に開催しました第3回審議会において、農業集落排水使用料の改定について、「令和9年度の改定を目指して改定額等を検討していく」ことでも了承を得ました。

## 3. 今後のスケジュール

令和5年10月31日	第4回審議会（答申案について⇒答申内容の決定）
11月2日	市長への答申
11月27日	市議会第4回定例会（開会日）において行政報告
12月上旬～	地区別説明会を開催（①12/11野村 ②12/13三瓶 ③12/20宇和 ④12/22明浜）
令和6年3月	市議会第1回定例会において「給水条例の一部改正について」ほか関係条例の改正について議案上程（開会日に全員協議会において説明）
令和6年度	4月使用分から新料金適用

## 第2回審議会における確認事項

### 料金改定条件

1. 水道施設の整備（耐震化）に係る財源を確保すること。
2. 国庫補助採択のため、10m<sup>3</sup>あたりの水道料金を全国平均（参考：令和5年度1,597円）以上とすること。
3. 給水区域（旧町間）で異なる超過料金を統一すること。

### 水道料金シミュレーション比較

比較	料金改定の考え方	
比較①	基本料金	<b>220円増額</b> する。（5m <sup>3</sup> まで660円→880円、8m <sup>3</sup> まで990円→1,210円）
	超過料金	<b>明浜（275円）は据え置き、宇和（220円）は33円増額し253円とし、野村（165円）・三瓶（170.5円）は現行の宇和の超過料金（220円）とする。</b>
比較②	基本料金	<b>275円増額</b> する。（5m <sup>3</sup> まで660円→935円、8m <sup>3</sup> まで990円→1,265円）
	超過料金	比較①と同様
比較③	基本料金	<b>5m<sup>3</sup>以下を廃止し、8m<sup>3</sup>以下を275円増額</b> する。 （5m <sup>3</sup> まで660円→廃止、8m <sup>3</sup> まで990円→1,265円）
	超過料金	比較①と同様

### 料金改定条件による水道料金シミュレーション比較

	料金改定条件（資料③・10ページ）		
	1. 財源確保 （令和4年度決算に基づく純利益額）	2. 10m <sup>3</sup> あたり水道料金 （宇和給水区域における水道料金）	3. 超過料金統一
比較①	約48,800千円	1,716円	令和9年度統一を目指す
比較②	約58,000千円	1,771円	令和9年度統一を目指す
比較③	約75,300千円	1,771円	令和9年度統一を目指す

## 旧町間で異なる超過料金の統一

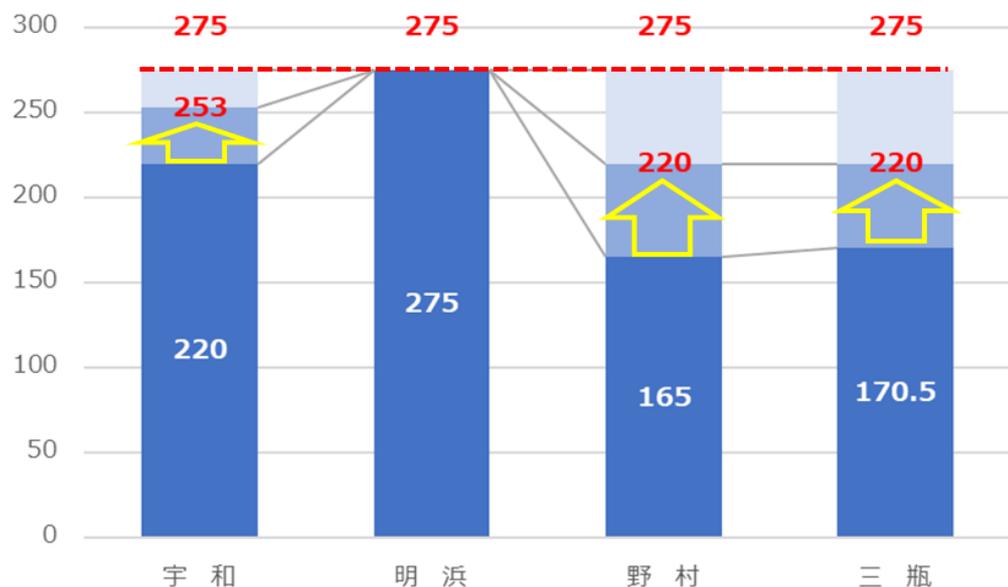
▶ **超過料金統一について、2段階（令和6年度・令和9年度）で調整する。**

↳ 近年の社会情勢、物価高騰等による影響もあり、急激な負担軽減のための緩和措置

給水区域	現 行 ①	改定年度			
		令和6年度		令和9年度	
		改定料金 ②	増加額 ② - ①	改定料金 ③	増加額 ③ - ②
宇 和	220	253	33	275	22
明 浜	275	275	0	275	0
野 村	165	220	55	275	55
三 瓶	170.5	220	49.5	275	55

超過料金を現行の明浜（275円/m<sup>3</sup>）に調整する。

- ①急激な負担軽減のため、**現行の超過料金と275円/m<sup>3</sup>の差額の1/2を令和6年度に増額**する。
- ②その後、**令和9年度に現行の明浜（275円/m<sup>3</sup>）に統一**する。
- ③基本料金については、**令和6年度に275円増額**し、その後、令和9年度に110円増額する。



### 宇和

令和6年度に33円増額し、253円とする。  
令和9年度に22円増額し、275円とする。

### 明浜

令和9年度まで現行の275円を維持する。

### 野村

令和6年度に55円増額し、220円とする。  
令和9年度に55円増額し、275円とする。

### 三瓶

令和6年度に49.5円増額し、220円とする。  
令和9年度に55円増額し、275円とする。

# 給水区域別（旧町別）財政推計について

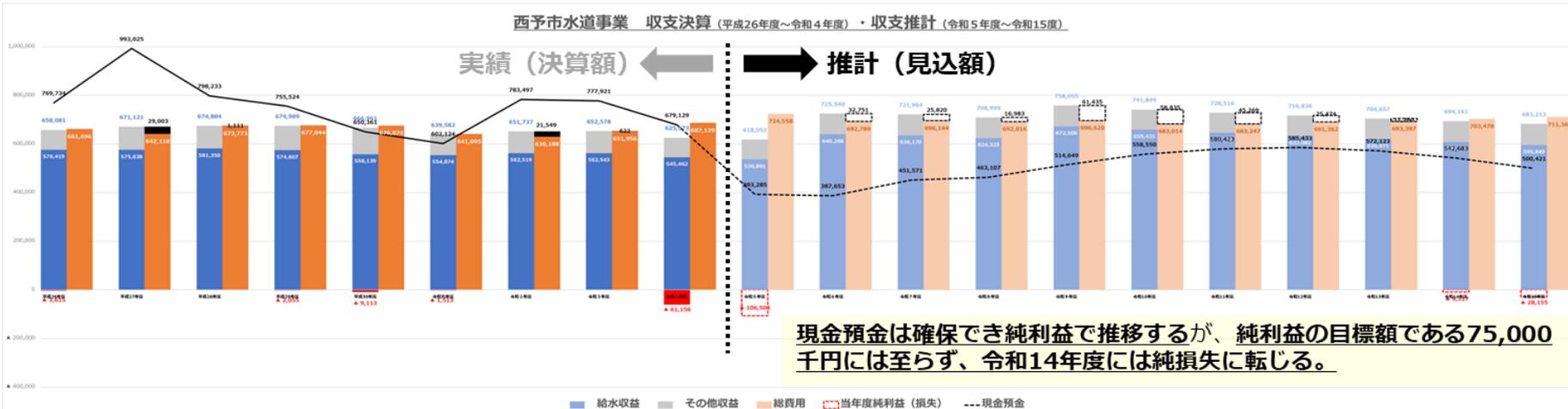
資料②

## 西予市水道事業シミュレーション比較

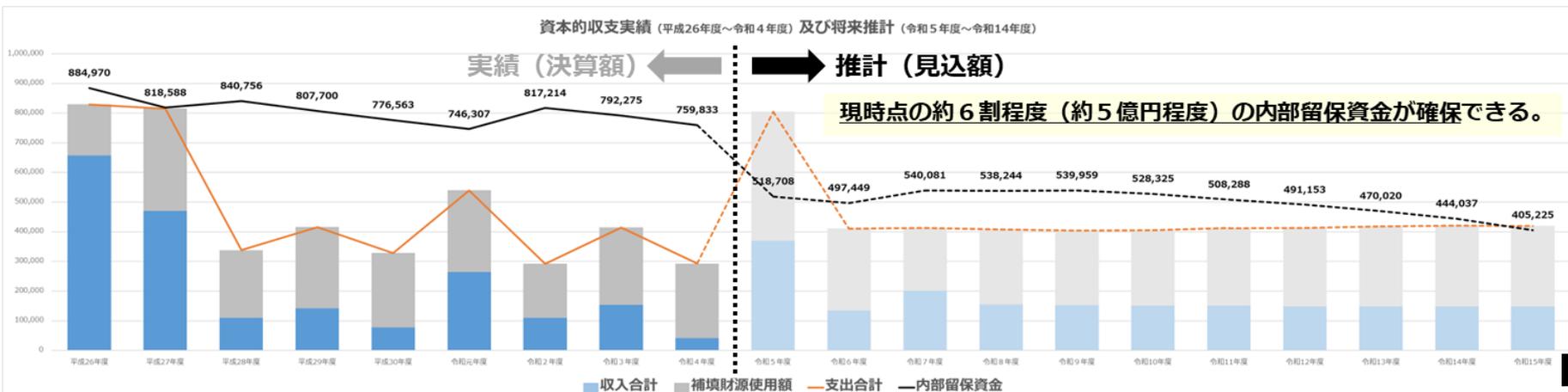
比較②

基本料金（5㎡まで935円／8㎡まで1,265円）・超過料金（宇和253円／明浜275円／野村220円／三瓶220円）

### 収益的収支



### 資本的収支



令和5年度に一般会計からの繰入がなくなった4条の経営基盤強化助金分（令和4年度決算額16,213,493円）を差し引いた上で、2段階で経常収支を黒字化させる場合の試算

パターン2-1 令和6年度改定内容

（基本使用料を110円増、従量使用料を各22円増）

※増加額（率）は、現状からの比較

使用料体系		令和4年度 下水道使用料 ①	下水道使用料 シミュレーション ②	比較 (②-①) ③	10mi使用時 上:試算額 下:増加額(率)	20mi使用時 上:試算額 下:増加額(率)	損益ベース	
基本使用料	従量使用料 1miあたり						科目	令和4年度決算+ ③税抜-補助金4条分
825円 (750円)	[9m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> ] 176円 (160円)	114,023,080	130,388,739	16,365,659	1,177	2,937	営業収益	118,760,392
						営業費用	415,621,037	
						(営業収支)	▲ 296,860,645	
	[21m <sup>3</sup> ~] 187円 (170円)				157	377	(経常収支)	▲ 9,660,597
					(15.4%)	(14.7%)	(当年度利益損失額)	▲ 11,604,940

パターン2-2 令和9年度改定内容

（パターン2-1から基本使用料を165円増、従量使用料を各11円増） ※増加額（率）は、パターン2-1からの比較

使用料体系		令和4年度 下水道使用料 ①	下水道使用料 シミュレーション ②	比較 (②-①) ③	10mi使用時 上:試算額 下:増加額(率)	20mi使用時 上:試算額 下:増加額(率)	損益ベース	
基本使用料	従量使用料 1miあたり						科目	令和4年度決算+ ③税抜-補助金4条分
990円 (900円)	[9m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> ] 187円 (170円)	114,023,080	142,851,753	28,828,673	1,364	3,234	営業収益	130,090,405
						営業費用	415,621,037	
						(営業収支)	▲ 285,530,632	
	[21m <sup>3</sup> ~] 198円 (180円)				187	297	(経常収支)	1,669,416
					(15.9%)	(10.1%)	(当年度利益損失額)	▲ 274,927

# 世帯別における水道料金・下水道使用料の比較について

資料⑦

> **1ヶ月あたり1人が使用する水量を6㎡と仮定**し、単身世帯（6㎡/月）、2人世帯（12㎡/月）、4人世帯（24㎡/月）についてそれぞれ算定し、旧町間での増加額（増加率）を比較した。

なお、**令和6年度及び令和9年度にそれぞれ改定するものとし**、世帯別比較資料を作成した。

## 比較資料A

区分	料金改定年度	料金改定内容	
水道料金	令和6年度	基本料金	220円増額する。（5㎡まで660円→880円、8㎡まで990円→1,210円）
		超過料金	明浜（275円）は据え置き、宇和（220円）は33円増額し253円とする。 野村（165円）・三瓶（170.5円）は現行の宇和の超過料金（220円）とする。
	令和9年度	基本料金	110円増額する。
		超過料金	明浜（275円）は据え置き 宇和（253円）、野村・三瓶（それぞれ220円）を明浜（275円）にあわせる。
下水道使用料	令和6年度	基本料金	110円増額する。
		超過料金	それぞれ22円増額する。（9㎡から20㎡までを154円から176円とし、20㎡超を165円から187円とする。）
	令和9年度	基本料金	165円増額する。
		超過料金	それぞれ11円増額する。（9㎡から20㎡までを176円から187円とし、20㎡超を187円から198円とする。）

## 比較資料B

区分	料金改定年度	料金改定内容	
水道料金	令和6年度	<b>基本料金</b>	<b>275円増額する。</b> （5㎡まで660円→935円、8㎡まで990円→1,265円）
		超過料金	比較資料①と同様
	令和9年度	基本料金・超過料金ともに比較資料①と同様	
下水道料金	令和6年度	基本料金・超過料金ともに比較資料①と同様	
	令和9年度	基本料金・超過料金ともに比較資料①と同様	

# 世帯別における水道料金・下水道使用料の比較について

資料⑦

## 【比較資料B】単身世帯（6m<sup>3</sup>/月）

※水道料金について、令和6年度基本料金を275円増額した場合  
その他の改定内容については「比較資料①」と同様

給水区域	区分	現行 ①	令和6年度			令和9年度			現行と令和9年度の比較	
			料金 ②	増加額 ②-①	増加率 ②/①	料金 ③	増加額 ③-②	増加率 ③/②	増加額 ③-①	増加率 ③/①
宇和	水道	990	1,265	275	128%	1,375	110	109%	385	139%
	下水道	710	825	115	116%	990	165	120%	280	139%
	計	1,700	2,090	390	123%	2,365	275	113%	665	139%
明浜	水道	990	1,265	275	128%	1,375	110	109%	385	139%
	下水道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	990	1,265	275	128%	1,375	110	109%	385	139%
野村	水道	990	1,265	275	128%	1,375	110	109%	385	139%
	下水道	710	825	115	116%	990	165	120%	280	139%
	計	1,700	2,090	390	123%	2,365	275	113%	665	139%
三瓶	水道	990	1,265	275	128%	1,375	110	109%	385	139%
	下水道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	990	1,265	275	128%	1,375	110	109%	385	139%

## 【比較資料B】 2人世帯 (12m<sup>3</sup>/月)

※水道料金について、令和6年度基本料金を275円増額した場合  
その他の改定内容については「比較資料①」と同様

給水区域	区 分	現 行 ①	令和6年度			令和9年度			現行と令和9年度の比較	
			料 金 ②	増加額 ②-①	増加率 ②/①	料 金 ③	増加額 ③-②	増加率 ③/②	増加額 ③-①	増加率 ③/①
宇 和	水 道	1,870	2,277	407	122%	2,475	198	109%	605	132%
	下水道	1,330	1,529	199	115%	1,738	209	114%	408	131%
	計	3,200	3,806	606	119%	4,213	407	111%	1,013	132%
明 浜	水 道	2,090	2,365	275	113%	2,475	110	105%	385	118%
	下水道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2,090	2,365	275	113%	2,475	110	105%	385	118%
野 村	水 道	1,650	2,145	495	130%	2,475	330	115%	825	150%
	下水道	1,330	1,529	199	115%	1,738	209	114%	408	131%
	計	2,980	3,674	694	123%	4,213	539	115%	1,233	141%
三 瓶	水 道	1,672	2,145	473	128%	2,475	330	115%	803	148%
	下水道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,672	2,145	473	128%	2,475	330	115%	803	148%

# 世帯別における水道料金・下水道使用料の比較について

資料⑦

## 【比較資料B】 4人世帯 (24m<sup>3</sup>/月)

※水道料金について、令和6年度基本料金を275円増額した場合  
その他の改定内容については「比較資料①」と同様

給水区域	区 分	現 行 ①	令和6年度			令和9年度			現行と令和9年度の比較	
			料 金 ②	増加額 ②-①	増加率 ②/①	料 金 ③	増加額 ③-②	増加率 ③/②	増加額 ③-①	増加率 ③/①
宇 和	水 道	4,510	5,313	803	118%	5,775	462	109%	1,265	128%
	下水道	3,220	3,685	465	114%	4,026	341	109%	806	125%
	計	7,730	8,998	1,268	116%	9,801	803	109%	2,071	127%
明 浜	水 道	5,390	5,665	275	105%	5,775	110	102%	385	107%
	下水道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	5,390	5,665	275	105%	5,775	110	102%	385	107%
野 村	水 道	3,630	4,785	1,155	132%	5,775	990	121%	2,145	159%
	下水道	3,220	3,685	465	114%	4,026	341	109%	806	125%
	計	6,850	8,470	1,620	124%	9,801	1,331	116%	2,951	143%
三 瓶	水 道	3,718	4,785	1,067	129%	5,775	990	121%	2,057	155%
	下水道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	3,718	4,785	1,067	129%	5,775	990	121%	2,057	155%

# 農業集落排水事業の使用料改定について

1. 令和6年度は使用料の税抜額と消費税額に1円未満の端数が出ない金額に改定を行います。
2. 令和9年度以降の使用料については、地方公営企業法の財務規定を適用した令和5年度以降の決算状況も踏まえ、改定額等を検討していきます。

## 【現行使用料】

区分	基本使用料 [1ヶ月につき]	人数割/1人あたり [1ヶ月につき]	基本使用料 [月に15日未満の時]	人数割/1人あたり [月に15日未満の時]
一般家庭	1,570円	360円	785円	180円
店舗兼住宅	2,090円		1,045円	
店舗	5,230円		2,615円	
集会所等	1,040円	—	520円	—

## 【令和6年度から令和8年度まで】

※（ ）内は税抜額

区分	基本使用料 [1ヶ月につき]	人数割/1人あたり [1ヶ月につき]	基本使用料 [月に15日未満の時]	人数割/1人あたり [月に15日未満の時]
一般家庭	1,584円 (1,440円)	374円 (340円)	792円 (720円)	187円 (170円)
店舗兼住宅	2,090円 (1,900円)		1,045円 (950円)	
店舗	5,236円 (4,760円)		2,618円 (2,380円)	
集会所等	1,056円 (960円)	—	528円 (480円)	—